

平成27年(行ウ)第15号 年金額減額処分取消請求事件

原 告 八木靖彦 ほか141名

被 告 国

証 拠 説 明 書 (1)

平成27年8月31日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

被告指定代理人 角 花 真 信



号 証	標 目 (作 成 者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙1	衆議院社会労働委員会 会議録(抜粋) (衆議院事務局)	写し 昭和 59.8.1	吉原政府委員が、基礎年金の給付水準を月5万円とした旨を答弁したこと
乙2	厚生年金保険法解説 (抜粋) (法研)	写し 平成 14.3月	厚生年金保険法の制定の経緯及び老齢厚生年金の目的
乙3	官報(抜粋) (大蔵省印刷局)	写し 昭和 29.5.19	昭和29年法律115号により厚生年金保険法が全面改正され、老齢年金の定額部分の額(34条)、老齢年金の金額を算出する規定(43条)、5年ごとに財政再計算を行うことを定めた規定(81条4項)などが制定されたこと

乙4	官報(抜粋) (大蔵省印刷局)	写し	昭和 40.6.1	昭和40年法律第104号により厚生年金保険法に国民の生活水準等に応じた額改定規定が設けられたこと (6ページ2条の2の追加) 老齢年金の定額部分が、定額(24,000円)であったところ、定額単価に被保険者期間を乗じて算出することとされたこと(7ページ34条の改正)
乙5	官報(抜粋) (大蔵省印刷局)	写し	昭和 60.5.1	昭和60年法律第34号による改正後の厚生年金保険法において、 ①従来の老齢年金が老齢厚生年金と改められたこと(13ページ以下) ②厚年法43条に規定する老齢厚生年金が平均標準報酬月額、給付乗率及び被保険者期間を乗じて計算されること(15ページ) ③改正後の国民年金法による老齢基礎年金の額が60万円であること(7ページ) ④国民年金法及び厚生年金保険法それぞれに物価スライドの規定が整備されたこと(7, 15ページ)
乙6	官報(抜粋) (大蔵省印刷局)	写し	昭和 34.4.16	昭和34年法律第141号により国民年金法が制定され、国民年金の被保険者となる者を定めた規定(7条)、年金額の調整にかかる規定(4条1項)、5年ごとに財政再計算を行うことを定めた規定(4条2項)などが定められたこと

乙7	官報（抜粋） （大蔵省印刷局）	写し	昭和 48.9.26	昭和48年法律第92号により，物価スライドの仕組み（15ページ）及び賃金再評価の仕組み（13ページ）が措置されたこと
乙8	官報（抜粋） （大蔵省印刷局）	写し	平成 1.12.22	平成元年法律第86号により，年金額の改定を行う場合の消費者物価指数の変動幅が撤廃され，5%未満の物価変動であっても年金額を改定することとしたこと（14,20ページ）
乙9	官報（抜粋） （大蔵省印刷局）	写し	平成 12.3.31	平成12年改正法により厚生年金の給付水準が5%適正化されたこと（平成12年4月施行分は4条（15ページ），平成15年4月施行分は6条（31ページ）の改正規定による）及び5%適正化前後の水準を比較して5%適正化前の水準が高い場合には従前の計算式による水準を支給する経過措置が設けられたこと（附則21条，43，44ページ）
乙10	官報（抜粋） （大蔵省印刷局）	写し	平成 12.3.31	平成12年度の年金額について，物価スライド特例法の制定により，年金額を据え置いたこと
乙11	官報（抜粋） （財務省印刷局）	写し	平成 13.3.30	平成13年度の年金額について，物価スライド特例法の制定により，年金額を据え置いたこと及び物価スライド特例法の附則において財政に与える影響等を考慮した所要の措置を講じることを定めた規定が設けられたこと

乙12	官報（抜粋） （財務省印刷局）	写し	平成 14.3.31	平成14年度の年金額について、物価スライド特例法の制定により、年金額を据え置いたこと及び物価スライド特例法の附則において財政に与える影響等を考慮した所要の措置を講じることを定めた規定が設けられたこと
乙13	官報（抜粋） （独立行政法人国立印刷局）	写し	平成 16.6.11	平成16年法律第104号により、国民年金法等が改正され、マクロ経済スライド等の仕組みが導入されたこと
乙14	官報（抜粋） （独立行政法人国立印刷局）	写し	平成 24.11.26	平成24年法律第99号により、特例水準を段階的に解消することが措置されたこと
乙15	官報（抜粋） （独立行政法人国立印刷局）	写し	平成 25.9.6	平成24年法律第99号により、特例水準を段階的に解消することが措置されたことに伴い、同法により政令委任された年金額計算に用いる具体的な率が定められたこと
乙16	社会保障・税一体改革大綱について（抜粋） （閣議決定）	写し	平成 24.2.17	社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化に向けた社会保障改革の方向性や具体的改革内容などが閣議決定され、特例水準の解消についても、将来世代の給付水準確保と制度の持続可能性の確保のために、早急に計画な解消が求められたこと